

船舶事故調査報告書

令和7年1月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和5年9月8日 08時00分ごろ（現地時間）
発生場所	ミクロネシア連邦ポンペイ島南東方沖 ポンペイ島南東端から真方位113°470.4海里付近 （概位 北緯03°41.0′ 東経165°33.0′）
事故の概要	漁船第五十五岬洋丸は、まき網の揚網作業中、乗組員が負傷した。
事故調査の経過	令和5年10月19日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第五十五岬洋丸、499トン 141676、住吉漁業株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海） 機関員（インドネシア共和国籍）
負傷者	軽傷 1人（機関員）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1m
事故の経過	<p>本船は、船長、航海士及び機関員ほか22人（日本国籍9人、インドネシア共和国籍11人、ミクロネシア連邦籍2人）が乗り組み、ポンペイ島南東方沖の漁場において、まき網漁を行っていた。</p> <p>本船は、揚網を始めようと、左舷側から漁網を引き寄せる作業（以下「本件作業」という。）を行うこととした。</p> <p>本件作業は、漁網に巻いた直径約60cmの環状のロープ（長さ約2m、太さ約18mm、ポリエステル製で環状に加工したもの）（以下「本件ロープ」という。）を本船の中央部にあるウインチに取り付けられたロープの先のフックに掛け、ウインチを巻いて漁網を引き寄せるもので、本件作業には、航海士及び機関員が従事していた。（写真1参照）</p> <p>航海士は、ウインチの船首側に立って、手に持ったりモコンでウインチを操作し、機関員は、ウインチの左舷側で、本件ロープにフックを掛ける作業を行っており、航海士と機関員との距離は、約3mであった。（図1、図2参照）</p>



写真1 本件ロープ

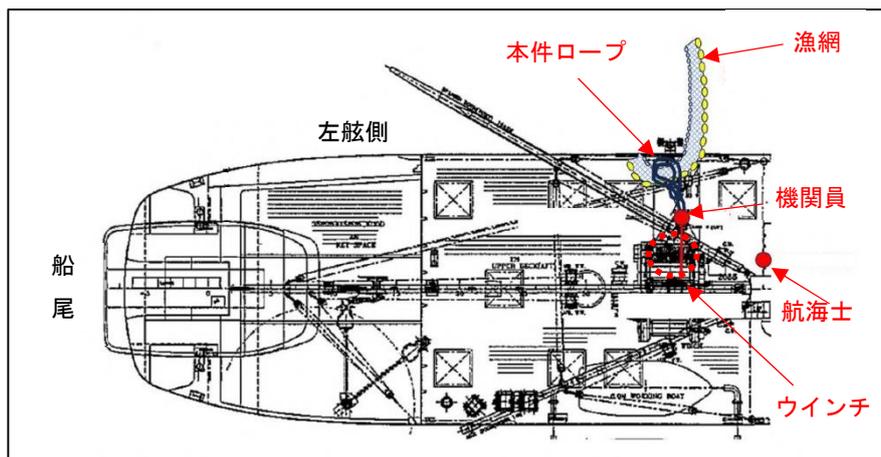


図1 本件作業時の配置状況

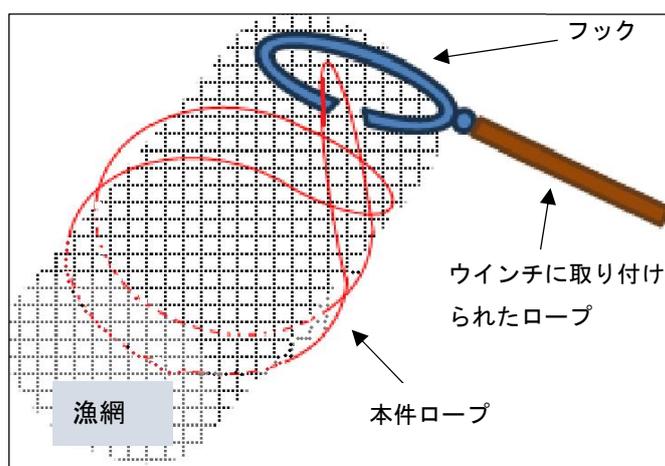


図2 本件ロープにフックを掛ける作業

機関員は、軍手（材質不詳）を着用して、本件ロープをフックに掛け終わるとウインチを巻くよう航海士に右手を上げて合図を送った。

航海士は、機関員の合図を確認して、ウインチを巻き始め、その直後に機関員の声が聞こえ、異常に気付いてすぐにウインチを停止させ、本件ロープとフックの間に左手を挟まれている機関員を認めた。

異常に気付いた漁労長は、直ちに船長へ本事故の発生を伝え、機関員の救助に当たり、応急処置を行った。

船長は、まき網漁を中断し、本船は最寄りのポンペイ港へ入港した。

機関員は、入港後、病院を受診し、左手人差し指及び中指の末端挫滅と診断された。

機関員は、本件ロープをフックに掛けた後、リモコンを操作する航海士に右手を上げて合図を送ったが、本件作業時、船体動揺もなく慣れた作業であったので、気が緩み、ふだんより本件ロープから手を離すタイミングが遅れ、本件ロープとフックの間に手を挟んだのかもしれないと本事故後に思った。

	<p>機関員は、本件作業の経験が約20年あり、日本語による意思疎通及び日本人の乗組員とのコミュニケーションにおいて、問題はなかった。</p> <p>船長は、機関員が本件作業を行う際に合図を出さないなど、これまで危険な場面を目撃しなかった。</p>
分析	<p>本船は、ポンペイ島南東方沖において、本件作業中、機関員が、本件ロープをフックに掛けた後、航海士に合図を送った際、本件ロープから手を離すのが遅れたことから、本件ロープとフックの間に左手人差し指と中指が挟まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>機関員は、船体の動揺もなく慣れた作業であったことから、気が緩み、本件ロープから手を離すのが遅れたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、ポンペイ島南東方沖において、本件作業中、機関員が、本件ロープをフックに掛けた後、航海士に合図を送った際、本件ロープから手を離すのが遅れたため、本件ロープとフックの間に左手人差し指と中指が挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>船舶所有会社は、本事故後、今後の事故防止対策として、操業中、乗組員間の声掛けを徹底するよう指導した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁労機器を使用して手作業で網やロープを扱う乗組員は、確実に手を離した後に合図を送るなど、慣れた作業であっても、常に緊張感を持って作業を行うこと。